

## 誓約書兼同意書

私は、このたび入居する市営住宅については、この入居が市営住宅の目的外使用許可としての一時入居の許可であることを理解しました。

市営住宅の一時使用については、最善の注意を払い、その他、呉市長の管理上の指示を遵守するとともに、入居条件を遵守して使用し、定められた期限までに必ず退去いたします。

入居者名等の個人情報について、個人情報保護条例のもと市が使用することに同意します。

なお、使用開始後、申請内容の不実及び使用許可の条件等への違反等が判明した場合、原状回復するとともに、直ちに退去し、異議申立てをいたしません。

以上を踏まえ、下記の事項を厳守することを誓約します。

### 記

- 1 「移住支援における市営住宅の目的外使用許可に係る事務取扱要領」に定める内容を理解し、遵守すること。
- 2 申請者及び同居者はいずれも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等ではなく、暴力団員等であることが判明した時には、直ちに市営住宅を明け渡すこと。  
また、暴力団員等であるか否かを広島県警察本部に照会することに同意すること。
- 3 使用期間あたりの平均使用相当量を超えての光熱水費の使用があったと認められる場合は、別に超過額相当分を負担すること。
- 4 騒音、振動、悪臭等により、他の入居者等に迷惑をかけ、又は生活環境を乱す行為をしないこと。
- 5 ペットを飼育しないこと。
- 6 指定された区画以外の駐車場の無断利用、敷地内及び敷地外の路上駐車をしないこと。
- 7 許可期間を超えて入居したことにより発生した損害については、全額負担すること。
- 8 使用期間中の移住に向けた活動について、呉市が実施状況を確認すること及び退去時アンケートの回答内容等を呉市移住定住ポータルサイト等で公開することに同意すること。
- 9 許可期間中に生じた可燃ゴミは、市長が指定した回収方法に従って処分し、不燃ゴミ及び缶、ビン、ペットボトル等は、申請者が持ち帰ること。
- 10 故意又は過失により市営住宅の施設等を損傷し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を賠償すること。
- 11 市営住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、市営住宅の施設等で発生した事故等に対し、市にその責任を問わないこと。

令和 年 月 日

呉市長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_